漁港及び漁場の整備等に関する法律第39条第5項による「放置等禁止区域」の指定

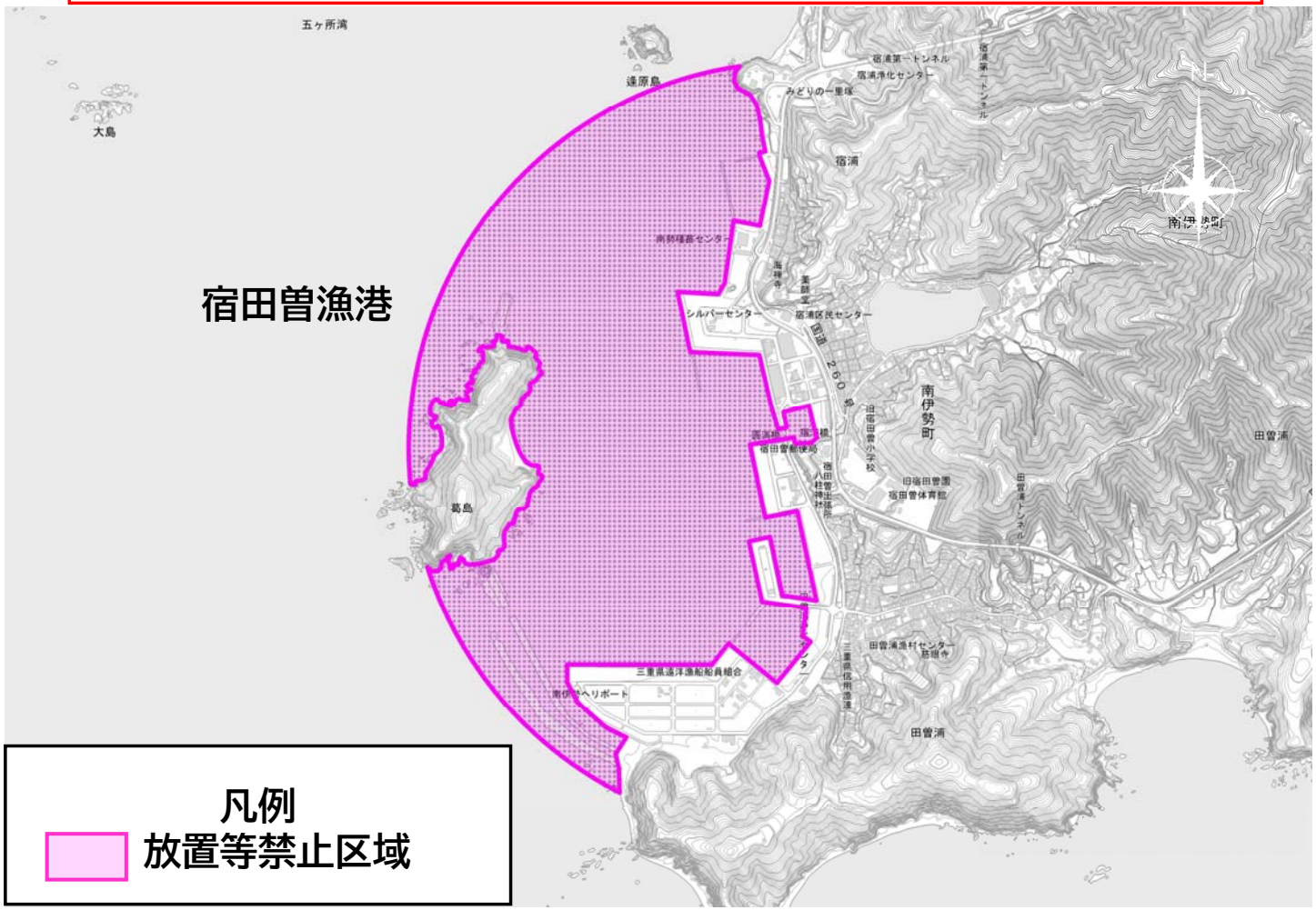

この地図は、三重県市町総合事務組合所管の三重県共有デジタル地図をM-GISにて利用しています。

1　放置等禁止区域の指定範囲

度会郡南伊勢町宿浦及び田曽浦地先（宿田曽漁港の漁港区域内の水域全域）

2　放置等禁止物件の指定

次の(1)、(2)及び(3)の船舶並びに(4)の工作物とします。

(1)　通常の航行に必要な機器又は原動機を備え付けていないことにより自力航行が不可能な船舶

(2)　浸水又は冠水により沈没のおそれがある船舶

(3)　沈没していると認められる船舶

(4)　いかだ、浮桟橋等工作物（それぞれ漁業用は除く。）